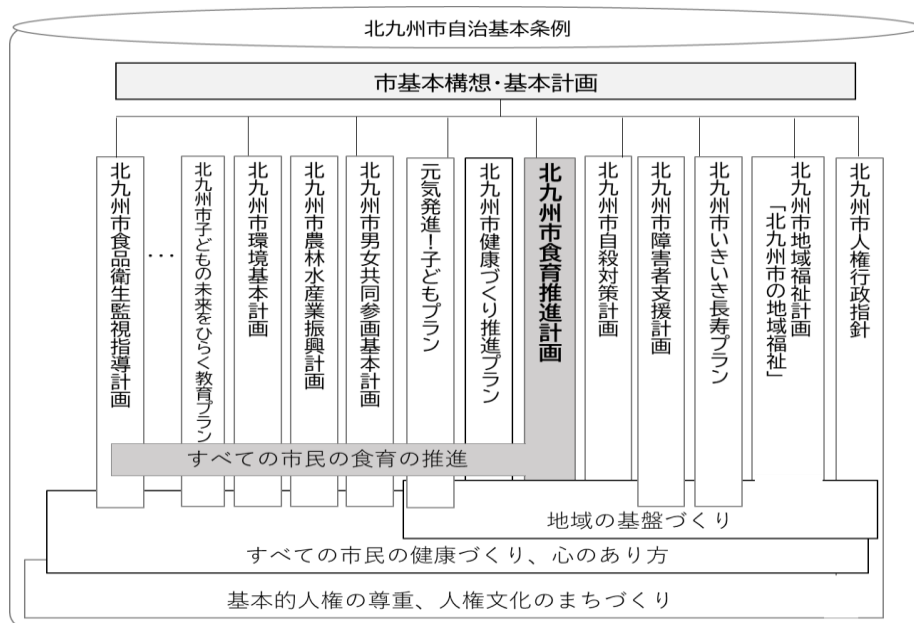


次期北九州市食育推進計画の策定について

令和元年度に策定した現行の「第三次北九州市食育推進計画」が令和5年度で終了することから、これに続く新たな計画を策定し、市民一人ひとりが、食育に関心を持ち健全な食生活を実践することによって、健康な心身と豊かな人間性を育み、生涯にわたって生き生きと暮らすことができる社会の実現を図る。

1 計画の位置づけ

- 食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とした食育基本法第 18 条第1項に基づく市町村食育推進計画
- 市の基本構想・基本計画に基づく、健康づくりの分野別計画



2 計画期間

令和 6 年度から令和10年度まで(5年間)

3 計画の策定について

- (1) 策定にあたっては、基本的には国の第 4 次食育推進基本計画を踏まえたものとし、具体的な項目・内容については、本市の実情に合ったものとする。
- (2) 食育関係者、関係団体、食育に関する識見や幅広い見識を有する者等関係者で構成する「北九州市食育推進懇話会」から幅広い意見を聴取しながら検討を進め、計画素案を作成する。